



保証委託契約に関する重要事項説明書

契約者（以下「お客様」といいます）と締結する賃貸借保証委託契約（以下「本契約」といいます）について、ご契約内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずご一読くださいますようお願いいたします。なお、本書面は本契約に関する全ての内容を記載しているものではありませんので、詳細は保証委託契約をご確認ください。

1. 保証会社について

商号	日本管理サポート株式会社
本店所在地	大阪府大阪市北区堂島浜1丁目4番16号 アクア堂島NBFタワー19階
電話番号	06-4796-0077
家賃債務保証業者	登録番号： 国土交通大臣（1）第116号
登録制度	登録年月日： 令和6年7月10日

2. 保証内容について

保証期間	保証契約締結日～明渡日まで
保証範囲	原契約における月額賃料、管理費・共益費、駐車場料金、更新料、水光熱費等、退去時精算費用など（これらを総称して以下「保証対象債務」といいます）、本契約書表面および第2条第1項の記載内容に従います。
保証限度額	家賃及び、毎月定額で家賃とともに支払われる金員の（ ）ヶ月分
保証委託料	初回：（ ）円 更新時：（ ）円（1年毎）
保証解除	家賃代理納付条件付き契約の場合、条件が履行されず滞納が発生した時点で保証契約は解除されます。
中途解約	契約期間中に中途解約された場合、支払済みの保証委託料は返還されません。

3. 弁済に係る求償権の行使について

求償権の行使	保証対象債務の支払期日を経過してもお客様からのお支払いがない場合、当社が保証対象債務をお客様に代わって立替払いいたします。当社は立替払い後、お客様に対し、立替払いをした保証対象債務相当額及び費用を請求いたします。求償権を行使するにあたり、訴訟および法的な手続きが発生した場合の費用もお客様にご請求させていただきます。
事前求償権	当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、保証債務の履行前であっても、お客様に対し事前に求償権を行使します。 ① 賃貸借契約または本契約の各条項に違反した場合 ② 仮処分・仮差押等を受けた場合、破産・民事再生・会社更生等の申立てを受けた場合等 ③ 所在不明となった場合 ④ その他、当社が求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合
保証事務手数料	立替払い1回につき、事務手数料として2,200円(税込)をお客様へ請求いたします。 その他、本契約第6条第3項の記載内容による別途手数料を請求する場合があります。
遅延損害金	年14.6%

上記、重要事項の説明を受け、内容について承諾しました。

説明を受けた日	西暦 年 月 日
ご契約予定者様	氏名 (または法人名) ②

【重要事項説明を行った不動産会社様】

会社名	ご担当者名
-----	-------

※ご署名いただいた本書のコピーをお客様へお渡しください。原本は日本管理サポートが保管いたします。